

沿岸広域振興局長告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年12月10日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 久慈岩泉線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|----------------|--------------|
| 久慈市山根町扇沢国有林107林班と小班地先から下閉伊郡岩泉町安家字半城子120番5地先まで | 新 | m 71.5～11.1 | m 2,053.0 |
| | 旧 | 33.2～5.7 | 2,103.0 |

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
イ 期間 平成25年12月10日から平成26年1月10日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 岩泉平井賀普代線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------|------|---------------|------------|
| 下閉伊郡田野畑村切牛119番3地先から110番1地先まで | 新 | m 15.3～8.8 | m 387.2 |
| | 旧 | 15.3～8.8 | 387.2 |

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
イ 期間 平成25年12月10日から平成26年1月10日まで